

地方独立行政法人那覇市立病院役員報酬等規程

平成 20 年 4 月 1 日

規 程 第 3 号

改正 平成 20 年 12 月 1 日施行

改正 平成 21 年 11 月 30 日施行
(一部平成 22 年 4 月 1 日施行)

改正 平成 21 年 12 月 2 日施行

改正 平成 22 年 4 月 1 日施行

改正 平成 23 年 4 月 1 日施行

改正 平成 23 年 4 月 1 日施行

改正 平成 23 年 7 月 1 日施行

改正 平成 24 年 4 月 1 日施行

改正 平成 25 年 4 月 1 日施行

改正 平成 26 年 11 月 30 日施行

改正 平成 27 年 4 月 1 日施行

改正 平成 28 年 3 月 1 日施行

改正 平成 28 年 4 月 1 日施行

改正 平成 28 年 11 月 30 日施行

改正 平成 29 年 4 月 1 日施行

改正 平成 29 年 11 月 30 日施行

改正 平成 30 年 4 月 1 日施行

改正 平成 30 年 10 月 1 日施行

改正 令和 2 年 11 月 30 日施行

改正 令和 3 年 11 月 24 日施行

改正 令和 4 年 4 月 1 日施行

改正 令和 4 年 4 月 25 日施行

改正 令和 4 年 5 月 31 日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人那覇市立病院(以下「法人」という。)の理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 身分)

第2条 法人の役員については、理事長は常勤とし、理事及び監事は非常勤とする。

(役員 の 報酬)

第3条 理事長の報酬は、給料、役員手当及び賞与とする。

2 理事及び監事の報酬は、非常勤役員手当とする。

(理事長 の 給料及び手当)

第4条 理事長の給料は、月額83万6,000円とする。

2 理事長の役員手当は、月額5万円とする。

(理事長 の 賞与)

第5条 賞与は、毎年5月31日及び11月30日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する理事長に対して支給する。これらの基準日の属する月に任期が満了し、退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 理事長の賞与の額は、賞与基礎額に、100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における理事長の在職期間の区分に応じて、地方独立行政法人那覇市立病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程第2条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、那覇市長が行う業績評価の結果（以下「業績評価の結果」という。）、理事長としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による賞与の額の100分の20の範囲内で、別に定める規程に従いこれを増額し、又は減額するものとする。

4 前項の賞与の増額又は減額は、業績評価の結果を受けて、翌年度の賞与について行うものとする。

5 第2項の賞与基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した理事長にあ

っては、退職し、又は死亡した日現在)において理事長が受けるべき給料月額とその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

(理事長が病院長を兼務する場合の加算)

第6条 理事長が法人の病院長を兼務し、診療に従事する場合は、病院長兼務手当として地域手当及び医師手当を支給するものとし、その額は次の各号に定める額とする。

(1) 地域手当 第4条第1項の給料月額に100分の16を乗じて得た額

(2) 医師手当 第4条第1項の給料月額に100分の50を乗じて得た額

2 理事長が法人の病院長を兼務し、診療に従事する場合の前条第5項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額に地域手当の月額を加えた額」とする。

(理事及び監事の手当等)

第7条 理事及び監事の非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。

(1) 理事 月額2万円

(2) 監事 月額5万円

2 監事には前項に定める額のほか、通勤に要する費用の相当額として勤務した日1日につき2,000円を支給する。

(役員の退職手当)

第8条 理事長が退職(任期満了又は死亡の場合を含む。)したときは、退職手当を支給する。

2 理事及び監事には、退職手当は支給しない。

(理事長の退職手当)

第9条 理事長に支給する退職手当の額は、退職時の給料月額に在職期間1年につき100分の150を乗じて得た額とする。

2 前項の退職手当の額を定めるに当たっては、任期期間中及び前年度における業績評価の結果、理事長としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものと

し、前項に規定による退職手当の額の100分の20の範囲内で、別に定める規程に従いこれを増額し、又は減額するものとする。

- 3 理事長が傷病又は死亡により退職したときは、前2項の規定により算定した金額に退職時における給料月額100分の200(業務上の傷病又は死亡により退職したときは100分の300)に相当する金額を加算して支給する。
- 4 第1項の在職期間の計算は、理事長に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数(48月を超えるときは、48月)を12で除した数とする。この場合において、その数に端数が生じたときは、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。
- 5 前4項に規定する退職手当は、第2項の業績評価の結果を受けた後、支給する。
- 6 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項(第1号を除く。)又は第3項の規定により理事長を解任された場合は、退職手当は支給しない。

(災害補償)

第10条 職員(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条に規定する職員をいう。)以外の役員のうち労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定の適用を受けないものの災害補償については、同法の例によるものとする。

(報酬等の支給方法)

第11条 役員の報酬及び退職手当の支給方法、支給制限等については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日から平成23年3月31日までの間、第4条第1項中「83万9,000円」とあるのは「75万5,000円」とする。
- 3 第6項に規定する期間内の第6条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは「給料月額(付則第6項の規定にかかわらず、第4条に規定する額とする。)」とする。
- 4 第6項に規定する期間内に理事長が退職した場合の第9条の規定の適用につい

ては、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(付則第2項の規定にかかわらず、第4条に規定する額とする。)」とする。

- 5 施行日の前日において那覇市病院事業管理者であった者で、施行日に引き続き理事長となった者の第 5 条第 2 項の適用については、その者の那覇市病院事業管理者としての引き続いた在職期間を理事長としての在職期間とみなす。
- 6 平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、第 4 条第 1 項中「83 万 6,000 円」とあるのは「75 万 2,000 円」とする。
- 7 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、第 4 条第 1 項中「83 万 6,000 円」とあるのは「75 万 2,000 円」とする。ただし、この期間内に理事長が退職した場合の第 9 条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額 (付則第 7 項の規定にかかわらず、第 4 条に規定する額とする。)」とする。
- 8 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、第 4 条第 1 項中「83 万 6,000 円」とあるのは「75 万 2,000 円」とする。ただし、この期間内に理事長が退職した場合の第 9 条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額 (付則第 8 項の規定にかかわらず、第 4 条に規定する額とする。)」とする。

付 則

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規程中第1条の規定は、平成21年11月30日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 12 月 2 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の地方独立行政法人那覇市

立病院役員報酬等規程付則第3項及び第4項の規定は平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年7月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年11月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年3月1日から施行し、改正後の第5条第2項の規定については平成27年11月30日から、第6条第1項第1号の規定については平成27年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年11月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年11月30日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月25日から施行し、令和3年11月30日から適用する。

付 則

この規程は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。